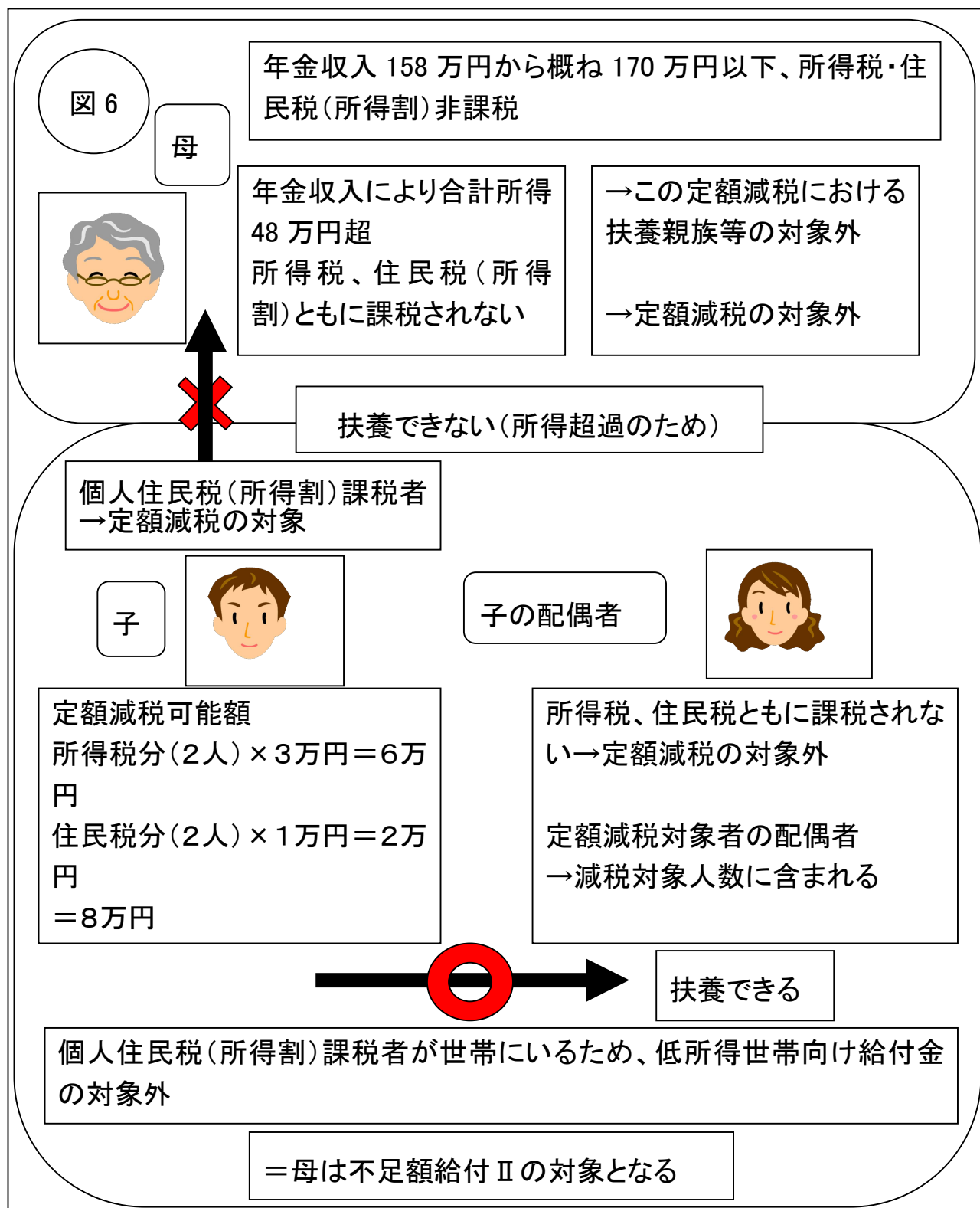




【解説】本人(母)の合計所得金額は48万円を超えるが、所得控除や本人(母)の状況により所得税・住民税(所得割)ともに非課税で、本人及び子の扶養親族としても定額減税の対象でない者が、納税者(子)等と同居しているため、低所得世帯向け給付金の対象にもならなかった場合、本人(母)は不足額給付の対象となります。